

【令和6年度 診療報酬改定の概要について】

《令和6年3月5日版 厚生労働省保険局医療課 資料より》

■ 今回の改定は、4月1日の薬価改定と6月1日の点数改定となります。

令和6年度診療報酬改定の施行時期等

令和6年度診療報酬改定にかかる主なスケジュール

令和5年 12月	令和6年 1月	2	3	4	5	6	7	8	9
予算編成 大臣折衝 (12月20日)	1月12日 中医協諮問	2月14日 中医協答申	3月5日 関係告示等 3月下旬 電子点数表公布	4月1日 薬価改定		6月1日施行 (材料価格の 改定を含む)	7月上旬 初回請求	定例報告	

届出期間（5月2日～6月3日）

主な経過措置※

※各診療報酬項目の具体的な経過措置は告示・通知を必ずご確認ください。

令和6年度診療報酬改定 Ⅲ-5 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進

生活習慣病に係る疾病管理のイメージ

○ 脂質異常症、高血圧、糖尿病の生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組についての疾病管理に関して下記のとおり見直す。

現行

【生活習慣病管理料】 ※検査等の費用を包括

- 1 脂質異常症を主病とする場合 570点
- 2 高血圧症を主病とする場合 620点
- 3 糖尿病を主病とする場合 720点

【特定疾患療養管理料（月2回算定可）】

- 1 診療所の場合 225点 2 100床未満の病院 147点 3 100床以上200床未満の病院 87点

特定疾患療養管理料の対象疾患から、生活習慣病である、**脂質異常症、高血圧及び糖尿病を除外する。**

改定後

【生活習慣病管理料（Ⅰ）】（月1回）

- 1 脂質異常症を主病とする場合 **610点**
- 2 高血圧症を主病とする場合 **660点**
- 3 糖尿病を主病とする場合 **760点**

【（新）生活習慣病管理料（Ⅱ）】（月1回） **333点**

※ 検査等を包括しない出来高算定可能な医学管理料

（今後の生活習慣病管理料における診療のイメージ）

医療DXを活用した情報共有の推進

診療ガイドライン等を参考とした質の高い疾病管理

リフィル処方及び長期処方の活用

治療に係る情報についての療養計画書を用いた説明

歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士等による多職種連携

糖尿病患者に対する歯科受診の推奨

■留守番電話の際、緊急事項につきましては恐れ入りますが、「ご伝言」をお願いいたします。

■消耗品のご注文は、なるべくFAXにてご注文をいただきますようお願いいたします。FAX.097-540-7556